

『特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習』開催のご案内

京都労働局登録京第1号
登録有効期限 2029年3月30日
公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条・労働安全衛生法施行令第6条第18号に基づく『特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習』を下記の要領により開催いたしますので、この機会に特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者の養成を図られますようご案内申し上げます。

記

- 講習日時 令和 7年 1月21日(火) 8:50～16:10 受付8:20～
1月22日(水) 8:50～17:15 受付8:30～
※天候等により日程を変更する場合があります。
※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。
- 講習場所 福知山市企業交流プラザ
(福知山市長田野町3丁目1-1 TEL 0773-27-2002)
- 講習科目 ○特定化学物質による健康障害及びその予防措置に関する知識【4時間】
○作業環境の改善方法に関する知識【4時間】
○保護具に関する知識【2時間】
○関係法令【2時間】
- 受講資格 満18歳以上の方
※女性は、一定の業務(健康障害のリスクが高い業務として法令で定めるもの)については資格取得されても該当する業務に就くことができません。上記制限業務の内容は、当協会のホームページをご覧ください。<https://www.kyoukiren.or.jp/kyoukai/tokka64.htm>
- 予約開始日 令和 6年12月 5日(木) AM10時～
必ず予約が必要です。ホームページのみで受付をします。
尚、申し込みが定員に達した場合、キャンセル待ちをご希望の方は電話をお願いします。
多くの事業場様に受講していただくために、上限を5名様とさせていただきます。それ以上の場合
はキャンセル待ちをお願いします。 <https://www.fukuchiyama-rouki.jp/>
- 受講料 12,100円 【11,000円+消費税10%】
■テキスト代 1,980円 【1,800円+消費税10%】
「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト」テキストは講習会当日にお渡しします。
※ お支払い後の受講料の返還はいたしません。
- 申込締切日 令和 6年12月20日(金)
- 定員 80名 (定員になり次第締め切ります。)
- 申込方法 ・予約ができましたら、受講申込書をFAXしてください。請求書と受講票を郵送します。
・受講申込書の本紙は 1月 7日までに提出ください。(郵送可)
・受講料金とテキスト代は 12月20日～1月 7日の間に振込みをお願いします。恐れ入りますが、振込手数料は貴事業場にてご負担願います。
・領収書が必要なときはご連絡ください。
- ※本人確認のため①～⑦のいずれかを必ず講習初日にご持参下さい。
- ① 自動車運転免許証 ② パスポート ③ 各種免許証 ④ 住民票 ⑤ 健康保険証
⑥ 特別永住者証明書又は在留カード ⑦ 公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)
- 申込先 〒620-0054 福知山市末広町2丁目9番地 交友会館3階
(公社)京都労働基準協会 福知山支部 TEL 0773-23-8275 FAX 0773-23-0009
土・日・祝日を除く10:00～16:00まで
- 修了試験合格者には、後日、修了証を交付させていただきます。(交付日は講習時に連絡いたします。)